



最高裁秘書第164号

平成30年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月22日付け（同月25日受付，最高裁秘書第5155号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習終了証の書式が分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書には，公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（証明文言等）が記載されており，この文書は，全体として行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

